



留学生ハンドブック

日本語版



2019年9月1日改定

目次

1.出席確認について	2
2.帰国等により日本を一時的に出国する際の手続きについて.....	2
3.資格外活動許可（アルバイト）について	2
4.在留期間更新・在留カードについて	3
5.奨学金について	4
6.授業料減免申請書について	4
7.自動車・バイクの運転について.....	5
8.提出物について	5
9.WSPについて（東金キャンパス）	6
10.「国民健康保険制度」と「国民健康保険税」について.....	6
11.掲示板の案内について	7
12.宿舍のルールについて	8
13.在留中の手続きについて	9
14.「マイナンバー」社会保障・税番号制度.....	10
15.健康管理メンタルサポートについて	10
16.学生相談室	11
17.「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」保険の案内について	11
18.外国人留学生支援制度について	11
19.地域の国際交流イベントについて	12
20.緊急時の対応について	12

出席確認について

授業開始時より、各キャンパスにおいて出席確認を行います。

東金キャンパス：H棟3階 留学生センター

紀尾井町キャンパス：4号棟2階 国際教育センター

安房キャンパス：1階事務室

- a. 留学生の皆さんは、1週間に一度（安房キャンパスは授業のある日は毎日）、出席確認をしなければなりません。
- b. 受付日時は毎週月曜日～土曜日、9:00～11:30/12:30～17:00です。
- c. 学生証と在留カードを必ず持参してください。ない場合は受付をしません。
- d. 4週間以上連続して確認しなかった場合は、呼出しの対象となります。
- e. 3か月以上出席確認しなかった場合、在留取消の対象になり、入管によって強制的に帰国させられる場合があります。
- f. 強制的に帰国させられた場合、5年～10年日本への上陸が拒否されます。（出入国管理及び難民認定法第五条九号ロ及びハ）

出席確認はとても大切なことなので必ず行ってください

帰国等により日本を一時的に出国する際の手続きについて

留学生センター（紀尾井町キャンパスは 4号棟2階事務室、観光学部は1階事務室）にかならず、帰国・渡航届を提出してください。

その際、帰国予定期間欄に、成績交付日ほか出席義務を伴う学事日程を記入している場合は原則受け付けません。

資格外活動許可（アルバイト）について

- a. 必ず大学を通して申請してください。個人で申請しないようお願いします。東金キャンパス：H棟3階留学生センター、紀尾井町キャンパス：4号棟2階国際教育センター、安房キャンパス：1階事務室にて取次申請を受け付けています。
- b. 交換留学生もアルバイトすることができます。アルバイトをする場合は、各事務室にて、大学所定の許可書を受け取り、派遣元大学に必要事項を記入してもらい、提出してください。
- c. アルバイト先が決まったら必ず留学生センター（紀尾井町キャンパスは4号棟2階事務室、観光学部は1階事務室）にあるアルバイト先届出書を提出してください。

- d. 規定時間（週 28 時間）以上のアルバイトは絶対にしないでください。（アルバイトを複数掛け持つ場合、合計時間が規定時間を超えないこと）ただし長期休暇期間中は 1 日 8 時間までアルバイトができます。（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条五項一号）
- e. 本学の学生として相応しいアルバイト先を選ぶように注意してください。詳しくは出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条五項一号をご覧ください。
- f. 資格外活動（アルバイト）は在留資格の範囲で許可されているもので、在留資格の「留学」の終了、つまり卒業・修了をすることで資格外活動許可も失効します。卒業式・修了式の翌日以降は、アルバイトを行ってははいけません。

在留期間更新・在留カードについて

- a. 在留期間更新の申請は、取次申請（大学が学生の代わりに申請）または、個人申請にて行うことができます。取次申請を希望する場合は、東金キャンパス H 棟 3 階留学生センター、安房キャンパス 1 階事務室にて申し込んでください。個人申請をする場合は、大学が作成する“所属機関等作成用”の書類が必要になりますので、各キャンパスに申込をし、受け取ってから出入国在留管理局に申請してください。
 ※紀尾井町キャンパスに通学する学生は、原則個人申請となります。“所属機関等作成用”を 4 号棟 2 階国際教育センターにて受け取り、自分で出入国在留管理局に申請してください。
- b. 在留期間満了の 3 カ月前から申請ができます。（出入国管理及び難民認定法第二十一条）
- c. 必要な書類の確認を早めにしてください。とくに経費支弁者が母国にいる場合は、経費支弁書を早めに用意してください。（出入国管理及び難民認定法第二十一条）（東京出入国在留管理局留学審査部門『学校申請取次の案内』6 頁）
- d. 《在留期間更新》を個人で行った場合は、必ず在留カードのコピー（表・裏の両面）を留学生センターに提出してください。（紀尾井町キャンパスは 4 号棟 2 階事務室、観光学部は事務室）
- e. 在留カードは必ず、携帯して下さい。短時間の外出の際でも持ち歩いてください。（出入国管理及び難民認定法第二十三条二項）

※ 在留カードとは、中長期滞在者（留学生を含む）に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る認可に伴って交付されるものです。携帯せずに外出した場合で、警察に拘留されることがあります。

- f. 「みなし再入国許可」の制度

出国後1年以内に再入国する場合は、原則として「再入国許可」取得は必要ありません。

ただし出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります。（出入国管理及び難民認定法第二十六条の二）

- g. 卒業式から 1 4 日以内に「活動期間に関する届け出」を出入国在留管理局に提出しなければなりません。（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十六）

奨学金について

奨学金の申し込みについては、東金キャンパス留学生センター掲示板、紀尾井町キャンパス 4 号棟 2 階の掲示板、安房キャンパス B 棟廊下の掲示板または留学生センターホームページを確認してください。

留学生センターホームページ：<http://www.jiu.ac.jp/abroad/index.html>

- a. 大学を通して申し込む奨学金については、学内応募者の中から所定の人数を選考したのちに、大学から各奨学金団体・機構に推薦することになります。その後、各奨学金団体・機構による選考があり、大学に合否通知があります。
- b. 大学を通して申し込む奨学金については、J I U の成績証明書が出ている学生のみ申し込みができます。新入生は J I U の成績が出てから申し込んでください。ただし、J I U の学部から大学院に進学し、大学院の成績が出ていない時期での申し込みに関しては、学部時代の成績証明書を提出することで申し込みが可能になることがあります。詳しくは掲示板に掲示される各奨学金の募集要項を確認してください。
- c. 民間団体の奨学金については、個人で応募できるものもあります。留学生対象奨学金のすべてについて大学に掲示しているわけではないので、日本学生支援機構が発行している『日本留学奨学金パンフレット』をご覧ください。https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/brochure.html

授業料減免申請書について

- a. J I U に授業料を支払っている学生で、授業料の減免を希望する学生は全員提出する必要があります。(城西国際大学外国人留学生授業料減免制度に係る規程第 6 条)
- b. 1 年に 1 度 (在学する間、各年度 1 回) 提出してください。申請書を提出しない学生には、授業料減免を受けることができません。(城西国際大学外国人留学生授業料減免制度に係る規程第 5 条)
- c. 但し、1 ヶ月の仕送り額が 9 万円を超える学生には、授業料減免を適用できません。(城西国際大学外国人留学生授業料減免制度に係る規程第 3 条)
- d. 申請書記入に当たっては、未記入欄が無いよう、全ての項目を記入してください。
- e. 「授業料減免を希望する理由」の欄は、明瞭な日本語で現在の経済的事情を説明し、勉学に対する計画と抱負を述べてください。
- f. 提出期限を守ってください。
- g. 週一回の出席確認をしなかった学生は授業料減免を認定されない場合があります。
- h. 例年秋頃 (10 月～11 月) に募集開始をしています。詳細は各キャンパスの掲示板に掲示しますので、定期的に確認してください。

自動車・バイクの運転について

- a. 東金キャンパスあるいは安房キャンパスに自動車またはオートバイで通学を行う場合は、学生課に車両通学登録書を提出してください。用紙は学生課（安房キャンパスは事務室）に用意されています。
- b. 登録の際は任意保険^{にんいほけん}に加入し、自動車任意保険証書^{じどうしゃにんいほけんしょうしょ}を持参すること。
- c. 登録の際に配布される「城西国際大学 車両通学ルール」と「自動車通勤・通学者並びに業務私用に係る遵守事項」の内容を十分に認識してください。
- d. なお、紀尾井町キャンパスは自動車、オートバイ、自転車での通学が禁止されています。
- e. 運転免許を取得せずに運転することはできません。運転する場合は、必ず運転免許を取得してください。
- f. **共同教育留学生（協定校からの留学生）・交換留学生は自動車（オートバイ含）の所持・運転共に禁止されています。**

提出物について

入学時に、留学生カード（水色）が配布されるので、必要事項を記入し、東金キャンパス：H棟3階留学生センター、紀尾井町キャンパス：4号棟2階国際教育センター、安房キャンパス：1階事務室に提出してください。

※ 重要な注意事項

- a. 住所・電話番号を変更した学生は各キャンパスの指定の事務室にすぐに届け出てください。また、必ず市役所に届け出てください。

東金キャンパス：本部棟学生課及びH棟3階留学生センター（2カ所に届けてください）
紀尾井町キャンパス：1号棟2階教学事務室及び4号棟2階国際教育センター
安房キャンパス：1階事務室
- b. 奨学金や在留資格更新などの情報が掲載されますので、各キャンパス掲示板・留学生センターホームページ（<http://www.jiu.ac.jp/abroad/index.html>）を1週間に1度は確認してください。
- c. 国民健康保険・NHK受信料の支払は条例・法律により義務付けられています。（東金市国民健康保険税条例第一条並びに最大判昭和33年2月12日民集第12巻2号190頁・放送法六十四条一項並びに最大判平成29年12月6日判例集等巻・号・頁未載）また帰国時にはしっかり解約をしてください。解約手続きを行わないと未納扱いとなり、トラブルの原因になる可能性があります。

WSPについて（東金キャンパス）

- a. WSP（Work Study Program）は、本学学生が教育職員及び一般職員等の教育業務の補助として仕事することにより、教育活動の質の向上や、当該学生の社会性向上に資することを目的としています。
- b. 原則として学部留学生のみ応募可能です。
- c. 仕事内容としては、1）国際交流ラウンジでの留学生対応、2）翻訳、3）通訳、4）IT関連業務、5）日本語・外国語チューター、6）その他があります。
- d. 応募条件は特にありませんにありませんが、日本語能力試験1級（N1）を取得している学生を優先的に採用します。
また特殊技能（IT等）を有する学生は優先的に採用します。
- e. WSPをする場合は、資格外活動許可が必要となります。
- f. 募集する際は、各キャンパス掲示板に掲示します。

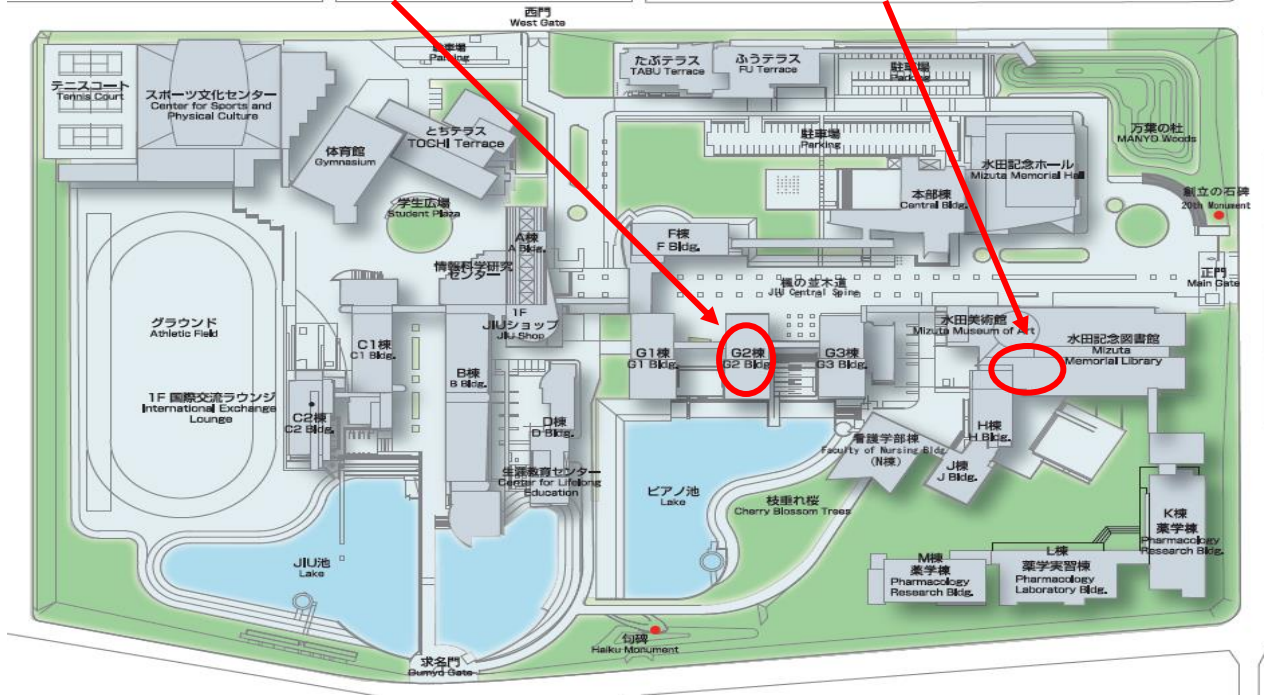
「国民健康保険制度」と「国民健康保険税」について

- a. 日本に滞在する全ての外国人留学生は、日本の「国民健康保険」に加入しなければなりません。（国民健康保険法第五条）国民健康保険に加入する場合、毎月支払わなければならない保険税は、1ヶ月1,500円～2000円程度です。（前年度に日本でのアルバイト収入等がある場合変動します）（東金市国民健康保険税条例第二条乃至第六条）請求書は、あなたの住居に直接届くので、コンビニエンスストアまたは郵便局で支払ってください。
- b. 「国民健康保険」はもしもの時にだれもが安心して治療を受けられるように、日本政府によって設立された制度です。病院で治療を受けた場合、受付で国民健康保険証を見せれば、治療にかかった費用のうち自己負担分は3割（30%）で済みます。
※住民登録を市役所で申請する際に、自動的に加入手続きが行われます。
- c. どんなに健康であっても、いつ病気になったりケガをしたりするのはわかりません。国民健康保険に加入していれば、病気やけがの場合の治療費は3割負担になりますが、保険に加入しない場合は高額の治療費等がかかっても全て自己負担になります。なお、海外旅行保険に入っている人は、その保険の補償内容、補償期間や、日本国内での適用条件について、普段から十分確認しておいて下さい。

掲示板の案内について

奨学金や在留資格更新などの情報が掲載されますので、掲示板・留学生センターホームページを1週間に1度は確認してください。

東金キャンパス G2棟1階 “留学生センター掲示板” / H棟3階 留学生センター



東京紀尾井町キャンパス

4号棟2階 国際教育センター



安房キャンパス

B棟1階掲示板


宿舎（東金グローバル・ヴィレッジ、安房グローバル・ヴィレッジ、留学生専用宿舎）のルールについて

- a. 入居者は、ほかの入居者及び近隣住民の平静なる生活を阻害してはいけません。また、入居者自身も平静的な生活を送る権利をもっています。
- b. 生活ゴミ・粗大ゴミの処理は予め自治体によって定められた時間、場所、方法に従って下さい。
- c. 留学生宿舎の不備、修繕箇所が見つかった場合、すぐに大学若しくは宿舎管理会社に連絡をしてください。管理会社についての詳細は入寮時に確認してください。
- d. 動物保護若しくは留学生宿舎環境の維持のため犬、猫、昆虫、魚等をペットとして留学生宿舎並びにその周辺で飼育してはいけません。
- e. フローリングまたは畳といった場所に靴やサンダル等をはいたまま上がってはいけません。
- f. 防災および衛生上の観点から留学生宿舎の共有スペース、廊下などの公共に類する場所に私有物を置いてはいけません。
- g. ドア、壁、柱などに粘着物（ガムテープ、セロハンテープ等）を張り付けることや穴をあけるなどしてはいけません。テープを剥がす際に壁紙が剥がれることがあります。（付箋等の低粘着テープは可）
- h. 周辺住民に迷惑が掛かるため、夜遅くに騒いではいけません。騒音がひどい場合は、警察を呼ばれることもありますので注意してください。

在留中の手続きについて

居住地（変更）届出 <住民登録>

- a. 日本に3ヶ月を超えて在住する外国人は、住居地を定めてから14日以内に、その居住地の市区町村の役所で、日本での移住地を登録してください。（住民基本台帳法二十二条）

変更手続きを行った場合は速やかに留学生センターに届け出をお願いします。

- b. 居住地の届出に必要な書類 <海外から日本に初めて来たとき>

- i. 住民異動届《市役所・区役所にて配布》
- ii. 在留カード
- iii. パスポート

- c. 住居地の届出に必要な書類 <日本国内で住所を変更するとき>

市内(区内)で引っ越しをする場合

- i. 最寄りの役所に転居届を提出し、新しい住所を登録します。
- ii. 必要書類は役所に確認をしてください。

市外(区外)へ引っ越しをする場合

- i. 旧居住地区の役所で転出届を提出し、転出証明書をもらってください。
- ii. 転出証明書を持って、引っ越し先の最寄り役所で、転出届を提出します。

※その他、必要書類が異なることや、追加書類を求められることがありますので、該当の市役所(区役所)で確認をしてください。

※氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときは、14日以内に最寄りの地方入国管理局へ届け出てください。（出入国管理及び難民認定法第十九条の十）

住所の変更があった場合は、必ず各キャンパスに届け出てください。

東金市役所 市民課市民係	住所：〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1	電話：0475-50-1131
鴨川市役所 市民生活課	住所：〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450	電話：04-7093-7831

「マイナンバー」社会保障・税番号制度

- a. 平成 27年10月5日よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度が施行されています。
- b. 「マイナンバー」とは、住所を届け出た全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されています。
- c. 日本に中長期滞在する外国人にもマイナンバーが発行されるので、マイナンバーの通知カードが届いたらなくさないように保管してください。

「特定活動」への在留資格変更について（正規課程の学生のみ）

- a. 卒業後は「留学」の在留資格を保有したまま日本に滞在することはできません。帰国する義務が生ずることを十分認識してください。
- b. 卒業後も引き続き就職活動を行うため日本に滞在する場合には、「特定活動」への在留資格の変更をしてください。（出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十六及び出入国管理及び難民認定法により解釈・慣例的に認められています）
- c. 手続きは東金キャンパス F 棟 1 階就職課にて行っています。

健康管理メンタルサポートについて

- a. 学生の皆さんについては、日本の法律に基づいて、年1回健康診断を行うことになっています。
- b. 定期健康診断の実施日は、新入生は新入生オリエンテーション、在學生は成績発表時に発表されますので、留学生の皆様は指定された日に健康診断の受診をお願いします。学校で行われる健康診断の場合、費用は無料です。
- c. 定期健康診断は通常下記の時期に実施しています。
- d. <学生定期健康診断 実施日： 9月入学生：11月初旬 / 4月入学生：4月初旬>
- e. 不明点については医務室に確認をお願いします。
<医務室所在地：東金キャンパス 本部棟1階 東京紀尾井町キャンパス 1号棟2階 安房キャンパス 1階>
- f. 定期健康診断を指定された日に受診できなかった人は、皆さん個人の費用で健康診断を受診してもらうこととなりますので、指定された日に受診できない人は医務室で相談して下さい。

- g. 大学で実施した健康診断の結果は医務室で配布します。配布日は、各学部の掲示板に掲示しますので確認をして各人で取りに行ってください。

学生相談室

大学生活や日常生活におけるさまざまな問題、悩み、心配ごとについては、学生相談室を利用することができます。学生相談室には、専門のカウンセラー（臨床心理士）がいますので、医務室で予約をしてください。医務室の場所は東金キャンパス：本部棟4階、東京紀尾井町キャンパス：1号棟2階 安房キャンパス 1階になります。メールでも相談することができます。

メールアドレス：kokoro@jiu.ac.jp

「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」保険の案内について

a. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学研災は、日本国際教育支援協会が取り扱う学生向けの保険のことです。大学の授業中や、学校行事、課外活動に参加しているとき、また通学中などの事故により生じた傷害について補償します。補償内容については学生教育研究災害傷害保険のサイトに掲載されている加入者のしおりをご覧ください。また国際大学では、入学手続きと同時に加入手続きがなされ、入学と同時に加入をしています。別途保険料を支払う必要はありません。

b. 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

学研災に加入すると、学研災付帯賠償責任保険にも加入することができます。学研災付帯賠償責任保険は、学校で誤って他人にけがをさせたり、学内の設備などを壊して賠償しなければいけなくなったときに、補償される保険です。

詳しい補償内容は、留学生オリエンテーションで配布される冊子を確認すること。

外国人留学生支援制度について

- a. 留学生と日本人学生の交流を行っている「J-bridge」というサークルがあります。学生が参加できるイベントを定期的に企画しているので、興味がある方は学生課に問い合わせてください。（※東金キャンパスのみ）
- b. H棟3階の語学教育センターとC2棟1階の留学生センターには、「日本語メンター」と呼ばれる日本語を教える日本人学生ボランティアがいます。日本語を練習したい・興味のある方は留学生センターに掲示してあるスケジュール表を確認してください。
- c. 城西国際大学では、教員が学生生活全般をサポートするアドバイザー制度があります。全ての学生にアドバイザーがつきますので、成績・履修・講義の内容、生活の問題など、気になることがあれば何でも相談することができます。アドバイザーは入学後に決まります。

地域の国際交流イベントについて

東金市、大網白里市、山武市など、城西国際大学のキャンパス周辺の市町村が企画する地域イベントが数多くあり、これらのイベントには留学生が参加できるものが沢山あります。日本の文化に触れたい、地域の人達と交流したいと思う人は、留学生センターに関連した情報を掲示しますので、確認してみてください。

緊急時の対応について

どんなとき	どうする	電話で伝えること
火事（消防車を呼ぶ） ケガ・急病（救急車を呼ぶ）	119番に電話する。	1.「火事」か「救急(けが・急病)」かを伝える。 2.氏名、住所を伝える。
事故	110番に電話する。 ケガ人がいる場合は、119番に電話をし、救急車を呼ぶ。	いつ、どこで、何が起きたか、出来るだけ正確な情報を伝える。
暴行	110番に電話するか、近くの交番や警察署に行く。	
紛失・盗難	近くの交番や警察署に行き、「紛失届」「盗難届」を提出する。 <学内で紛失した場合> 東金キャンパス 学生課（本部棟1階）・紀尾井町キャンパス1号棟2階教学事務室・安房キャンパス1階事務室に届け出る	

災害

災害時は不用な外出を避け、下記ホームページ等で情報を得た上で行動してください。

各市区町村のホームページでは、避難指示が出た時の避難場所、断水時の水の配給場所・時間等の情報が発信されます。情報は随時更新されますので、常に最新の情報を得るようにしてください。

○東金市ホームページ：<https://www.city.togane.chiba.jp/>

(対応言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語)

○鴨川市ホームページ：<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>

(対応言語：英語、ドイツ語、スペイン語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字))

○城西国際大学ホームページ：<https://www.jiu.ac.jp/>

城西国際大学のホームページにおいても、災害時に情報を発信します。休講情報をはじめ、建物の一般開放等、必要に応じて情報を発信するので確認してください。

大地震対応マニュアル（東金版）

「大地震対応マニュアル」は、外出先でも必ず携行してください。留学生オリエンテーションでも配布していますが、持っていない場合は留学生センターで受け取ってください。

緊急連絡先

東金キャンパス：

留学生センター（H棟3階）：0475-55-8834

国際教育センター（C2棟1階）：0475-55-8810

東京紀尾井町キャンパス：

国際教育センター（4号棟2階）：03-6238-1511

安房キャンパス：

観光学部事務室：04-7098-2800

